

令和7年度 市町村助成制度状況一覧																	R7.10月～		
NO	市町村名	子ども医療(81)										障害者(80)				ひとり親(90)			
		入院					通院					対象範囲	1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】		対象範囲	1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】			
		1日あたりの自己負担額【月7日限度】(○：自己負担なし)					1月あたりの自己負担額【○：自己負担なし】						入院	通院		入院	通院		
		3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末								
	福岡県	○		500円	500円		○※1	800円※1	1200円※1	1600円※1		・3歳以上中学生までの精神病床入院費用 ・身体障害者・知的障害者・重複障害者・精神障害者(精神病床費用を除く) ※65歳以上は後期高齢者医療制度加入者のみ	小学6年生まで 500円/日(低所:300円/日) ※月7日限度 中学生 500円/日(低所:300円/日) ※月7日限度 高校生(15歳)以上 500円/日(低所:300円/日) ※月20日限度	500円/月	母子家庭・父子家庭・養育者家庭 ※児童は小学校就学後から18歳の年度末まで	500円/日 ※月7日限度	800円/月		
400	北九州市	○	○	○	○	○	○	600円	1200円	1600円	1,600円(※5)		○：自己負担なし。 精神病床入院費用は18歳の年度末まで自己負担なし。	○		小学生～ 18歳の年度末までの子ども○			
500	福岡市	○	○	○	○	○	○	500円(※2)	500円	500円	500円	3歳以上18歳年度末までの精神病床入院費用	○			小学生～ 18歳年度末まで○		小学生～ 18歳年度末まで 500円/月	
003	大牟田市	○		○			○	○		500円(※9)									
004	久留米市	○		○			○	○	1000円	1600円		小学生以上対象 ※就学前までは、すべて子ども医療で対応	小学生・中学生入院 ○ 入院高校生以上 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)			小学生から中学生までの「入院」○			
005	直方市	○	○	500円	500円		○	○	800円(小3まで) 1200円(小6まで)	1600円			○						
006	飯塚市	○	○		500円		○	○	1200円	1200円			○：自己負担なし。 精神病床入院費用については、18歳に達する日以後の最初の3/31まで対象で自己負担なし、ただしそれ以上は対象外。						
007	田川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中学生以上 一般500円/日(月7日上限) 低所得300円/日(月7日上限)							
008	柳川市	○	○	○	○		○	○		○		3歳～中学生○	3歳～中学生○ 65歳以上○			小中学生○		小中学生○	
011	八女市	○	○	○	○		○	○	○	○		入外とも 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から 中学生○				入外とも 小中学生○			
012	筑後市	○	○	○	○	○	○	○	1000円	1000円	1000円	18歳年度末まで○ ※精神病床の費用も対象				18歳年度末まで(子ども)○			
013	大川市	○		○			○	○	○	○			65歳以上○						
014	行橋市	○		500円		500円	○		600円		600円								
015	豊前市	○	○	○	○		○	○		800円									
016	中間市	○		○		○	○		600円		1600円(※5)	3歳誕生日の翌月から高校生年齢まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)○				中学生から高校生年齢まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)○			
017	小都市	○	○	500円	500円		○	800円	1200円	1600円									
018	筑紫野市	○	○	○	○		○	○	○	○		3歳～中学生○	3歳～中学生○			小中学生○		小中学生○	
019	春日市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	入外とも 3歳～高校生○ ※精神病床の費用も対象				入外とも 就学後～高校生○			
020	大野城市	○	○	○	○		○	○	○	○		3歳～中学生○	3歳～中学生○			小中学生○		小中学生○	
021	宗像市	○		○			○		500円	500円	500円	18歳に達する日以後の最初の3/31まで○				子ども○ (小学生から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者)		子ども500円/月 (小学生から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者)	
022	太宰府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1600円調剤○		中高生 子ども医療より優先					中高生 子ども医療より優先	
023	福津市	○		500円			○		600円	1600円									
024	うきは市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	就学前(3歳以上)から18歳に達する日以後の最初の3/31まで○(※10)	就学前(3歳以上)から18歳に達する日以後の最初の3/31まで○			小学生から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者○		小学生から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者○	
025	宮若市	○	○		○	○	○	○		1200円	1200円	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○ 高校卒業から65歳未満 一般500円/日(月20日限度) 低所得300円/日(月20日限度) 精神病床入院費用対象外 65歳以上○	小学1年生から65歳未満 500円/月 65歳以上○			18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○			
026	朝倉市	○	○	500円	500円		○	○	1200円	1600円									
027	高森市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの精神障がい者の精神病床入院に係る医療費 ※上記以外の重度障がい者医療費助成対象者は従前どおり ※6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもは子ども医療で助成			6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども○ ※上記以外のひとり親家庭等医療費助成対象者は従前どおり ※6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもは子ども医療で助成				
028	みやま市	○		500円/日(月7日限度)			○	600円		800円			65歳以上○						

NO		市町村名		子ども医療(81)										対象範囲		障害者(80)		対象範囲		ひとり親(90)					
				入院					通院							1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】				1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】					
				1日あたりの自己負担額【月7日限度】【○：自己負担なし】					1月あたりの自己負担額【○：自己負担なし】							入院				通院		入院		通院	
				3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末												
029	糸島市	○		500円			○	800円	1200円	1200円			中学生入院 一般500円/日(月7日上限) 低所得300円/日(月7日上限) 中学生の精神入院費用対象 65歳未満・65歳以上 500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)												
052	那珂川市	○	○	○	○		○	○	○	○			3歳～中学生○	3歳～中学生○		小中学生○	小中学生○								
054	宇美町	○		○			○	○		500円			中学生まで 子ども医療適用 高校生以上 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)	中学生まで 子ども医療 適用		中学生まで 子ども医療 適用	中学生まで 子ども医療 適用								
055	篠栗町	○		○			○	○		500円 (※6)			3歳以上から中学生○ 高校生以上入院 一般500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)	3歳以上から就学前○ 小学生以上 500円/月(薬局を除く) (※6)		小中学生○	小中学生 500円/月 薬局を除く (※6)								
056	志免町	○		○			○	○		500円			中学生入院 500円/日(月7日限度) 低所得者300円/日(月7日限度) 中学3年生までの精神入院費用対象 高校生以上入院 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)			小中学生○	小中学生 500円/月 薬局を除く								
057	須恵町	○		○			○	○		500円 (※6)			3歳以上から中学生 子ども医療適用 高校生以上 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)			小中学生○	小中学生 500円/月 (※6)								
058	新宮町	○		○			○	○		500円			○			就学前 子ども医療 適用 小学生以上高校生世代○ ※上記は子どもの場合。	就学前 子ども医療 適用 小学生以上高校生世代 500円/月 ※上記は子どもの場合。								
059	古賀市	○		○			○			○			6歳に達する日以後の最初の4月1日以後にあるものから18歳年度末まで 500円/日(月3500円を上限) 低所得300円/日(月2100円を上限) 精神病床入院費用対象 18歳に達した4月1日以降 500円/日(月1000円を上限) 低所得300円/日(月600円を上限) 精神病床入院費用対象	6歳に達する日以後の最初の4月1日以後にあるもの 500円/月(上限)											
060	久山町	○		○		○	○	○		500円	500円		3歳から高校生世代○ 小学生以上 500円/月	3歳から就学前○ 小学生以上 500円/月		小学生から高校生世代○	3歳から就学前○ 小学生から高校生世代 500円/月								
061	粕屋町	○		○		○	○	○		500円 (※6)	500円 (※6)		3歳から高校生 子ども医療適用 高校生世代より入院 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)			小学生から高校生世代まで○	小学生から高校生世代まで 500円/月 薬局を除く (※6)								
067	芦屋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		18歳に達する日以後の最初の3/31まで○ 18歳に達する日以後の最初の3/31までの精神 入院費用対象	18歳に達する日以後の最初の 3/31まで○		18歳に達する日以後の最初の 3/31まで○	18歳に達する日以後の最初の 3/31まで○								
068	水巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		18歳年度末まで○ 18歳年度末までの精神入院費用対象 18歳以上一般 500円/日(月7日上限) 低所得300円/日(月7日上限)	18歳年度末 まで○		18歳年度末 まで○	18歳年度末 まで○								
069	岡垣町	○	○	○	○	○	○	○		500円 (※3)			18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○ 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで精神入院費用対象			18歳に達する以後の最初の3月31日まで○	18歳に達する以後の最初の3月31日まで 500円/月								
070	遠賀町	○	○	○	○	500円	○	○	○	○	1,600円 (※5)		中学3年まで○ 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 500円/日(低所:300円/日)※月7日限度 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの精神入院費用対象	中学3年 まで○		中学3年まで○	中学3年まで○								
071	小竹町	○	○	500円	500円	500円	○	○	1200円	1600円	1600円														
072	鞍手町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		高校3年生まで○ 高校3年生までの精神入院費用対象 65歳以上入院 一般500円/日(月10日限度) 低所得300円/日(月10日限度)	高校3年生まで○		高校3年生まで○	高校3年生まで○								
075	桂川町	○	○		500円		○	○	600円	600円			○ 精神障害健康福祉手帳取得による受給者の精神病床への入院は18歳に達する以後の最初の3月31日まで対象 ※小学校就学前の児童は、子ども医療を優先			12歳に達する日以後の最初の4月1日から(12歳の年度末までは子ども医療を優先) 医療機関ごと 500円/日 (月3500円を限度)	12歳に達する日以後の最初の4月1日から(12歳の年度末までは子ども医療を優先) 医療機関ごと 800円/月								
096	大刀洗町	○	○	500円	500円	500円	○	○	1000円	1000円	1000円		18歳年度末 (精神入院:18歳年度末) 500円/日(月7日限度) 低所得300円/日(月7日限度)	18歳年度末 1日500円/月											
098	大木町	○	○	○	○		○	○	○	○			中学3年まで○			中学3年まで○									
103	広川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		入外とも 高校生○			入外とも 高校生○									
111	香春町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		18歳の年度末までについては子ども医療費適用			18歳の年度末までについては子ども医療費適用									

NO	市町村名	子ども医療(81)										対象範囲	障害者(80)		対象範囲	ひとり親(90)		
		入院					通院						1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】			1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】		
		1日あたりの自己負担額 【月7日限度】【○：自己負担なし】					1月あたりの自己負担額 【○：自己負担なし】						入院	通院		入院	通院	
		3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の 年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の 年度末							
112	添田町	○	○	○	○		○	○	○	○		中学3年まで○ 中学3年生まで精神入院費用対象			中学3年まで○			
114	糸田町	○	○	○	○	○ (※11)	○	○	○	○	○ (※11)	3歳～18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○ 精神病床入院費用については、高校3年生まで自己負担なし。			小学校就学後から18歳の年度末までの子ども○(※12)			
115	川崎町	○	○	○	○		○	○	○	○		中学3年まで○ 中学3年生までの精神病床入院費用対象			中学3年まで○			
118	大任町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18歳年度末まで○ 18歳年度末までの精神入院費用対象			18歳年度末まで(子ども)○			
119	赤村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○ 精神入院費用対象			18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○			
120	苅田町	○	500円				500円	○	600円			600円 (※4)						
125	吉富町	○		○	○	○	○	○		○	○	3歳～中学3年生 ○ 中学3年生までの精神入院費用対象 高校生以上一般 500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)			18歳未満の児童(6歳に達する日 以降の最初の3月31日までの間に ある者を除く)○ 父母または養育者○	18歳未満の児童(6歳に達する日 以降の最初の3月31日までの間に ある者を除く)○ 父母または養育者:800円/月(医 療機関ごと)		
129	筑前町	○	○	500円	500円		○	○	1200円	1600円								
130	東峰村	○	○	○	○	○ (※7)	○	○	○	○	○ (※7)							
131	上毛町	○	○	○	○	○ (※8)	○	○	500円 (※8) 調剤○									
132	築上町	○	○	○	○	○	○	○	600円 ※所得制限なし ※調剤無料			身体障害者手帳3級 (1050以上) 所得制限あり	小学1年生から18歳に達する日の前日 の以後の最初の3月31日まで 一般500円/日(月7日限度) 低所得300円/日(月7日限度) 精神病床入院費用対象 (就学前までは子ども医療を使用)	小学1年生から18歳に達する日の 前日の以後の最初の3月31日まで 500円 調剤:無料				
133	福智町	○	○	○	○		○	○	○			中学3年まで○ 中学3年生までの精神入院費用対象	○		中学3年まで○			
134	みやこ町	○	500円				○	600円										

子ども医療について

(※1)福岡県:薬局での自己負担なし。

(※2)福岡市:3歳児精密検査の場合は、自己負担500円なし。

(※3)岡垣町:月額上限500円(1医療機関ごと)

(※4)苅田町:月額上限600円(1医療機関ごと)

(※5)北九州市・中間市・遠賀町:月額上限1,600円(1医療機関ごと)

(※6)篠栗町・須恵町・粕屋町:いずれも1医療機関ごと

(※7)東峰村:①ひとり親家庭等医療費助成受給者
②就業している者、婚姻している者
①と②に該当する者は対象外

(※8)上毛町:①医療保険各法の被扶養者でない者(国保被保険者を除く)。
②婚姻している者
①と②に該当する者は対象外

(※9)大牟田市:月額上限500円(1医療機関ごと)

(※10)精神障がい者(就学前(3歳以上)～高校生世代以外)は精神病床への入院は対象外

(※11)糸田町:重度障害者・ひとり親家庭等医療証保持者は子ども医療の対象外

(※12)糸田町:重度障害者医療証保持者はひとり親家庭等医療の対象外

障害者・ひとり親医療について

「空欄」については福岡県に準じる。